

続・ブロッキングの法的問題

インターネットイニシアティブ

山口崇徳

はじめに

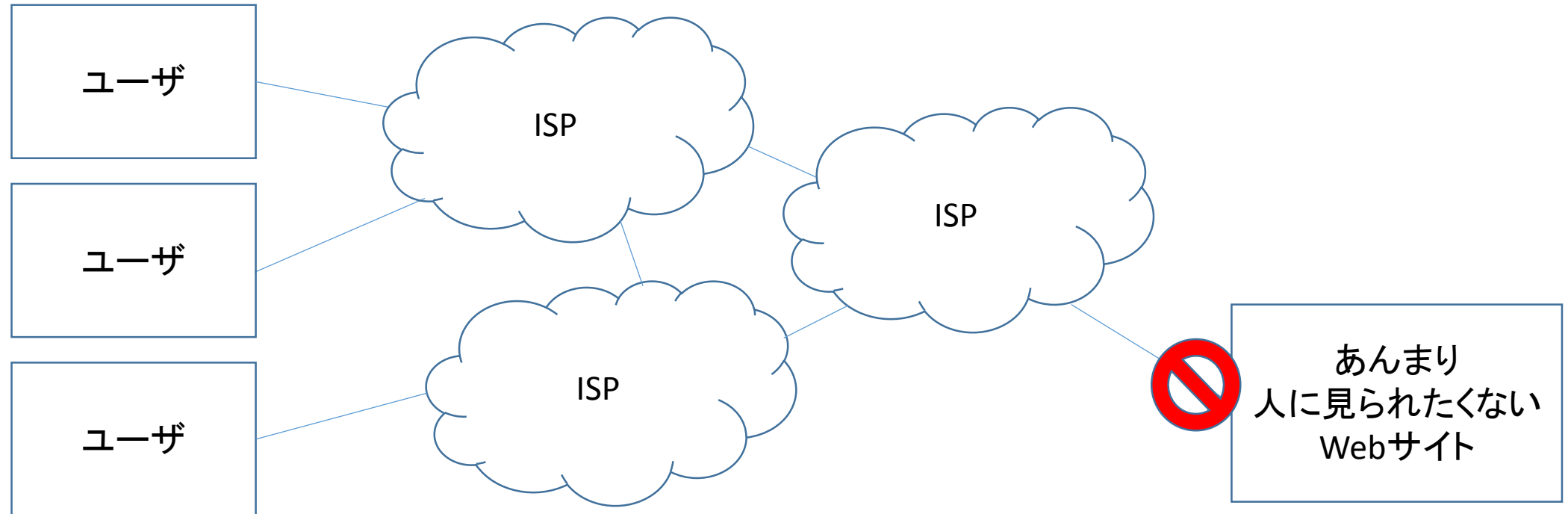
- 4/20 JANOG41.5 ブロッキングの法的問題
- あれから3ヶ月...
- 改めて海賊版サイトブロッキング問題について検討し、今後の展開について考えます
- おことわり
 - 憲法や法律の話がいっぱい出てきますが、**法律の専門家ではありません**
 - 会社の見解を示すものではありません

ブロッキングとは

- ユーザの同意を得ずにすべての通信を監視し、特定サイトへのアクセスであれば、ISP 設備で閲覧を制限する措置
 - 同意を得て実施する場合は「フィルタリング」と呼ぶことが多い

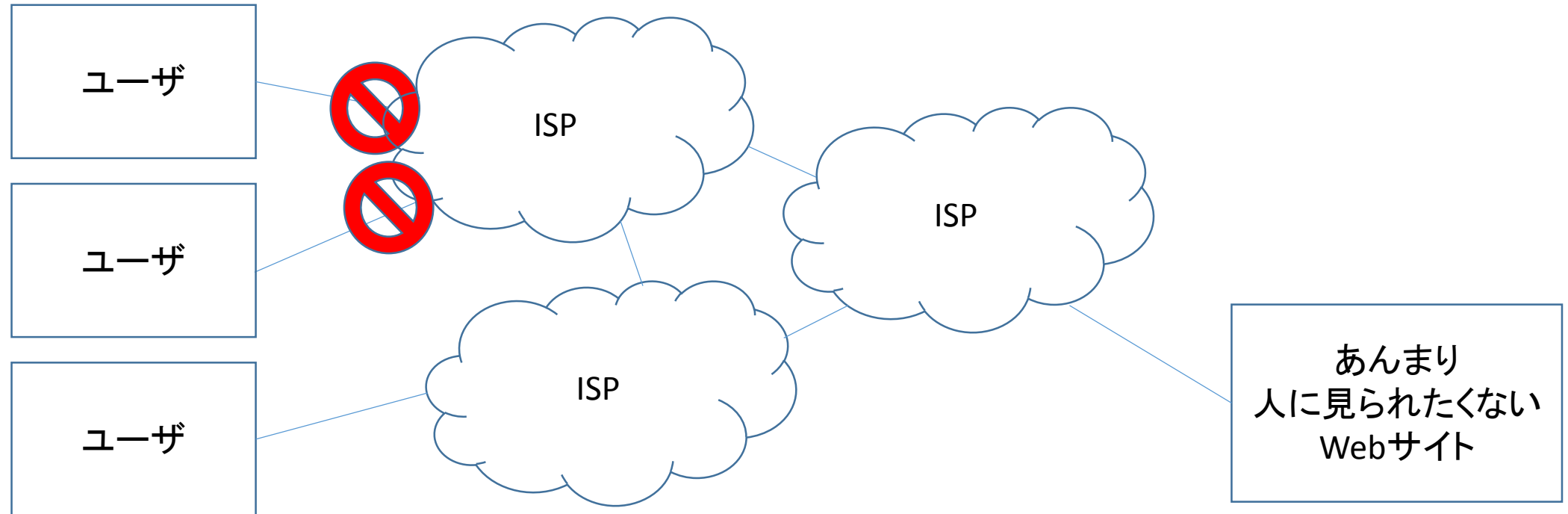
理想

サイトそのものを閉鎖させたい



妥協

閉鎖させられないから閲覧をブロック



インターネット上の海賊版サイトに対する緊急対策（概要）

平成30年4月13日 知的財産戦略本部・犯罪対策関係会議

1. 背景	<p>▶ 昨今運営管理者の特定が困難であり、侵害コンテンツの削除要請すらできない海賊版サイト（例えば、「漫画村」、「Anitube」、「Miomio」等のサイト。）が出現し、著作権者等の権利が著しく損なわれる事態となっている。</p>
2. 特に悪質な海賊版サイトのブロッキングに関する考え方の整理	<p>▶ ブロッキングは、「通信の秘密」を形式的に侵害する可能性があるが、仮にそうだとした場合、侵害コンテンツの量、削除や検挙など他の方法による権利の保護が不可能であることなどの事情に照らし、<u>緊急避難（刑法第37条）の要件を満たす場合には、違法性が阻却されるものと考えられる。</u></p> <p>（※ただし、極めて重大な被害を拡大させている特に悪質な海賊版サイト以外の、違法・有害情報一般に関する閲覧防止措置として濫用されることは避けなければならない。）</p>
3. ブロッキング対象ドメインについて	<p>▶ 当面の対応としては、<u>法制度整備が行われるまでの間の臨時的かつ緊急的な措置として、民間事業者による自主的な取組として、「漫画村」、「Anitube」、「Miomio」の3サイト及びこれと同一とみなされるサイトに限定してブロッキングを行うことが適当と考えられる。</u></p> <p>▶ サイトブロッキング対象ドメインの考え方に沿って、適切な管理体制の下ブロッキングの実施がなされるよう、知財本部の下に、関係事業者、有識者を交えた協議体を設置し、早急に必要とされる体制整備を行う。</p>
4. 国民レベルでの海賊版対策の著作権教育の重要性	<p>▶ インターネット上の海賊版の流通・閲覧防止のため、<u>学校関係者、事業者、関係団体等と連携しながら、学校、地域における著作権教育に取り組み、著作物等を尊重する意識の醸成を図る。</u></p>

（注）上記に加え、別紙として、特に悪質な海賊版サイトに関するブロッキングについての法的整理を行っている。

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/gaiyou.pdf>

通信の秘密

- 憲法

第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。
2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

- 電気通信事業法

(秘密の保護)

第四条 電気通信事業者の取扱中に係る通信の秘密は、侵してはならない。
2 電気通信事業に従事する者は、在職中電気通信事業者の取扱中に係る通信に関して知り得た他人の秘密を守らなければならない。その職を退いた後においても、同様とする。

通信の秘密とは

- ざっくり言うと、「電話をかけたなり手紙を出したりインターネットを使ったりするときに、当事者以外の人にそれを知られない」権利
 - コミュニケーションにおけるプライバシーの保証
- 国家権力や通信事業者が個人の通信の秘密に不当に介入しないことを保証した結果として、通信の公共性・信頼性の向上、自由な情報流通といった社会的利益の保護といった側面も持つ
- 対象は通信の中身だけでなく、外形的事実も含む
 - いつ、誰と、どんな、そもそも通信したのかしなかったのか、もろもろ
- 人間が直接見るだけでなく、機械的に処理する場合も保護される

何をすると侵害なのか

- 知得
 - 通信当事者の意思に反して、通信の秘密を積極的に知ろうとすること
- 窃用
 - 通信当事者の意思に反して、通信の秘密を利用すること
- 漏洩
 - 通信当事者の意思に反して、通信の秘密を他人の知りうる状態に置くこと
- 通信当事者の意思に反しなければ侵害ではない
 - つまり、同意を取ってやるのであれば問題にならない

ブロッキングとは

- ユーザの同意を得ずにすべての通信を監視し、特定サイトへのアクセスであれば、ISP 設備で閲覧を制限する措置
 - 同意を得て実施する場合は「フィルタリング」と呼ぶことが多い

ブロッキングとは

知得

- ユーザの同意を得ずにすべての通信を監視し、特定サイトへのアクセスであれば、ISP 設備で閲覧を制限する措置
 - 同意を得て実施する場合は「フィルタリング」と呼ぶことが多い

窃用

誰の秘密を侵害するのか

- 世間の反応を見ると、「ブロッキング対象サイトにアクセスする人」の通信の秘密を侵害する、と考えてる人が多そう...
 - 「海賊版サイト見てるんだからそのぐらいしかたない」
 - 「自分はアクセスしないから関係ない」
- そうではなく、正しくは「ブロッキング実施 ISP の**すべての利用者**」の通信の秘密を侵害する
 - 特定サイトをブロッキングするためには、そのサイト以外も含めたすべてのアクセスを監視(知得)する必要がある
 - ブロッキング対象サイトを一切閲覧することのない人の権利まで一方的に侵害されることになるからこそ、導入には慎重な検討が必要

インターネット上の海賊版サイトに対する緊急対策（概要）

平成30年4月13日 知的財産戦略本部・犯罪対策関係会議

1. 背景	<p>▶ 昨今運営管理者の特定が困難であり、侵害コンテンツの削除要請すらできない海賊版サイト（例えば、「漫画村」、「Anitube」、「Miomio」等のサイト。）が出現し、著作権者等の権利が著しく損なわれる事態となっている。</p>
2. 特に悪質な海賊版サイトのブロッキングに関する考え方の整理	<p>▶ ブロッキングは、「通信の秘密」を形式的に侵害する可能性があるが、仮にそうだとした場合でも、侵害コンテンツの量、削除や検挙など他の方法による権利の保護が不可能であることなどの事情に照らし、緊急避難（刑法第37条）の要件を満たす場合には、違法性が阻却されるものと考えられる。</p> <p><small>（※ただし、極めて重大な被害を拡大させている特に悪質な海賊版サイト以外の、違法・有害情報一般に関する閲覧防止措置として濫用されることは避けなければならない。）</small></p>
3. ブロッキング対象ドメインについて	<p>▶ 当面の対応としては、法制度整備が行われるまでの間の臨時的かつ緊急的な措置として、民間事業者による自主的な取組として、「漫画村」、「Anitube」、「Miomio」の3サイト及びこれと同一とみなされるサイトに限定してブロッキングを行うことが適当と考えられる。</p> <p>▶ サイトブロッキング対象ドメインの考え方に沿って、適切な管理体制の下ブロッキングの実施がなされるよう、知財本部の下に、関係事業者、有識者を交えた協議体を設置し、早急に必要とされる体制整備を行う。</p>
4. 国民レベルでの海賊版対策の著作権教育の重要性	<p>▶ インターネット上の海賊版の流通・閲覧防止のため、学校関係者、事業者、関係団体等と連携しながら、学校、地域における著作権教育に取り組み、著作物等を尊重する意識の醸成を図る。</p>

（注）上記に加え、別紙として、特に悪質な海賊版サイトに関するブロッキングについての法的整理を行っている。

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/gaiyou.pdf> 赤枠は引用者によるもの

緊急避難(1)

- 犯罪の構成要件を満たしている場合でも、正当行為、正当防衛、緊急避難のいずれかの要件を満たしていれば違法性が阻却される

- 刑法

補充性

危険の現在性

(緊急避難)

第三十七条 自己又は他人の生命、身体、自由又は財産に対する現在の危険を避けるため、やむを得ずにした行為は、これによって生じた害が避けようとした害の程度を超えなかった場合に限り、罰しない。ただし、その程度を超えた行為は、情状により、その刑を減輕し、又は免除することができる。(2項略)

法益権衡

- 対向車線を走っていた車がセンターラインを越えてきたため、正面衝突を避けようと車線変更したところバイクと衝突してしまった

- http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/441/022441_hanrei.pdf

緊急避難(2)

- 政府決定では、緊急避難の要件を「満たす場合には」違法性阻却
 - 危難の現在性: 多数のアクセスのある海賊版サイトが現在存在する
 - 補充性: 削除要請、閉鎖要請、広告出稿停止要請、訴訟等で効果が得られない場合
 - 法益権衡: 特に悪質な海賊版サイトに係る状況を勘案した上で、事例に即した具体的な検討が必要
 - https://www.kantei.go.jp/jp/singi/hanzai/kettei/180413/kaizokuban_1.pdf
- が、「満たす場合」に違法でないのは刑法37条により自明
- 名指しされたサイトが要件を「満たす」とは言っていない
 - 「事例に即した具体的な検討が必要」としているが、検討していない

海賊版サイトブロッキングの問題点(1)

- 緊急避難の要件を「満たすので」違法性を阻却できる、ではなく「満たす場合は」としか言っていない
 - 要件を満たすかどうか巧妙に言及を避けている
 - 検討したとしても本当に緊急避難の要件を満たすかどうか疑わしい
 - 著作権侵害は損害賠償請求など後から被害回復できる可能性がある
- 政府が特定サイトを名指ししてブロッキングを促すのは公権力による検閲にならないか
 - 「自主的な取り組みを促進」として責任回避しているが
 - 本当に自主的ならば、対象サイトの選定も民間で実施されるべきでは

海賊版サイトブロッキングの問題点(2)

- 政府決定に至る過程が不透明
 - 議論が公開されていない
 - 重大な問題なのであれば、国民の代表者たる議員による国会での議論のち法制化するのが法治国家のあるべき姿なのでは
- 訴訟リスク、設備・運用コストを ISP に一方的に押し付けている
 - 政府およびコンテンツ業界は一切のリスク・コストを負わない
 - 政府のお墨付きを裁判所が認めてくれるとはかぎらない
 - 石油カルテル事件: 旧通産省が石油製品の上限価格を指導 → 従った石油業界が違法カルテルとして有罪判決
 - イギリスで商標権侵害ブロッキングのコストを権利者が負担せよとの判決

海賊版サイトブロッキングの問題点(3)

- ブロッキング対象がなし崩しに拡大するのではないか
 - 甘い基準で緊急避難を認めると、海賊版以外に対する基準も甘くなる
 - 薬物、テロ、政府批判、...
 - 監視対象の拡大 → 情報流通の萎縮
- 利用者の意思を確認せず強制実施することが前提になっている
 - フィルタリングサービス/アプリの普及啓発など同意取得を前提とすべきでは
 - 2018年2月から、18歳以下の使うスマホに保護者同意のもとフィルタリングアプリ等の義務化(青少年インターネット環境整備法)
 - 児ポのときは包括同意ながら各 ISP の約款改正も同時に進められたが、今回はそのような話もない

裁判

- 4/26 NTT com に対して訴訟提起(民事)
 - 6/21 第1回口頭弁論
- 4/25 主婦連・地婦連共同声明

今後、四社が実際にブロッキングを行うこととし、さらに行った場合には、他の消費者団体等と協力して、消費者契約法上の消費者団体訴訟を提起し、行政手続法第36条の3に基づいて総務大臣に対し電気通信事業法上の改善命令等（電気通信事業法第29条第1項）を求め、**電気通信事業法違反（第179条各項）の罰則に関して刑事告発**を行うことも辞しません。
<http://www.chifuren.gr.jp/180425opinion.pdf> 赤枠は引用者

- 刑事事件に発展する可能性も否定できない

運用者のリスク(1)

- 通信の秘密侵害罪 (電気通信事業法179条)
 - ふつーの人が侵害した場合: 最大懲役2年 or 罰金100万円
 - 「中の人」が侵害した場合: 最大懲役3年 or 罰金200万円
 - 未遂罪あり
- 実施を決めた役員だけでなく、業務命令を受けて実際に作業した運用者個人が刑事罰を受けるおそれ
 - 命令されたからやった、は理由にならない

運用者のリスク(2)

- 雇用契約上、従業員は業務命令に従う義務がある
 - とはいえ、会社は違法な業務命令を出すことはできないし、違法であれば従業員は従う義務もない
- が、会社は「違法でない」という認識でブロッキングを命令するはず
- 拒否すると懲戒処分のおそれ

運用者のリスク(3)

- 業務命令に従っても拒否しても不利益になる可能性がある
- しかるべき窓口相談を
 - 社内内部通報窓口
 - 労働組合、労働基準監督署
 - 弁護士、法テラス

連載：教えて！○○

（教えて！サイト接続遮断：2）「通信の秘密」侵害の懸念広がる

2018年7月6日05時00分

- シェア
- ツイート
- ブックマーク
- スクラップ
- メール
- 印刷

紙面ビューアー 面一覧

続きから読む

海賊版接続遮断批判の主な論点

- ・ユーザーのすべてのアクセス先をプロバイダーが調べ接続遮断するため、通信の秘密が侵害される
- ・遮断が適当として政府が海賊版3サイトを名指したのは、疑問にあたる
- ・多くの国は法律や裁判所の判断に基づき実施。立法をせずに断行すれば、恣意(しい)的な運用で対象拡大の恐れがある
- ・すでに実施している児童ポルノは「人格権」を脅かし、刑法上やむを得ず他人の法益を侵害することが許される「緊急避難」にあたるが、著作権侵害(財産権)では違法の疑いがある



海賊版接続遮断批判の主な論点

「ネット社会の自由を守るために、無法地帯状態を放置しておくたくない」。5月11日、鶏浦博夫NTT社長（当時）は会見で海賊版サイトのブロック（接続遮断）の実施方針を明らかにした際、こう発言した。

一方、KDDIは「慎重に対応していきたい」、ソフトバンクは「検討を進めている」と、遮断に一線を引いている。

サイトブロックが議論を呼ぶのは、電気通信事業者に保護が義務づけられた「通信の秘密」を侵害する、という指摘が法律家から出ているためだ。電気通信事業法179条では電気通信事業に従事する者が通信の秘密を侵したときは、3年以下の懲役か200万円以下の罰金と規定されている。

政府は、「刑法で規定された『緊急避難』にあたる」として、児童ポルノのみ、接続遮断を認めてきた。児童ポルノは人格権を脅かし被害回復が不能で、通信の秘密を侵しても罰せられない、との考えだ。だが、財産権の侵害にあたる海賊版対策で遮断するのは「緊急避難」の要件を満たさないのでは、と批判が噴出している。

最新の

- 東京 20
- 地域面紙
- 天声人語
- 社説

各本社朝刊紙

PR 注目情報



夏目前専門家
今から、夏バ

な、なんと。
移転しない

仕事で大切に
中小企業の経

（引用）

刑事責任の可能性について、NTT労組が会社側にただしたところ、「電気通信事業法違反に問われることは想定していない」との回答があった。NTT労組は5月16日、健全なコンテンツ制作者らの海賊版による被害は社会的な問題であると指摘する一方、遮断が通信の秘密を侵害する可能性など、法的根拠があいまいな状態でプロバイダーに実施を促した政府の緊急対策に課題がある、との認識を表明した。

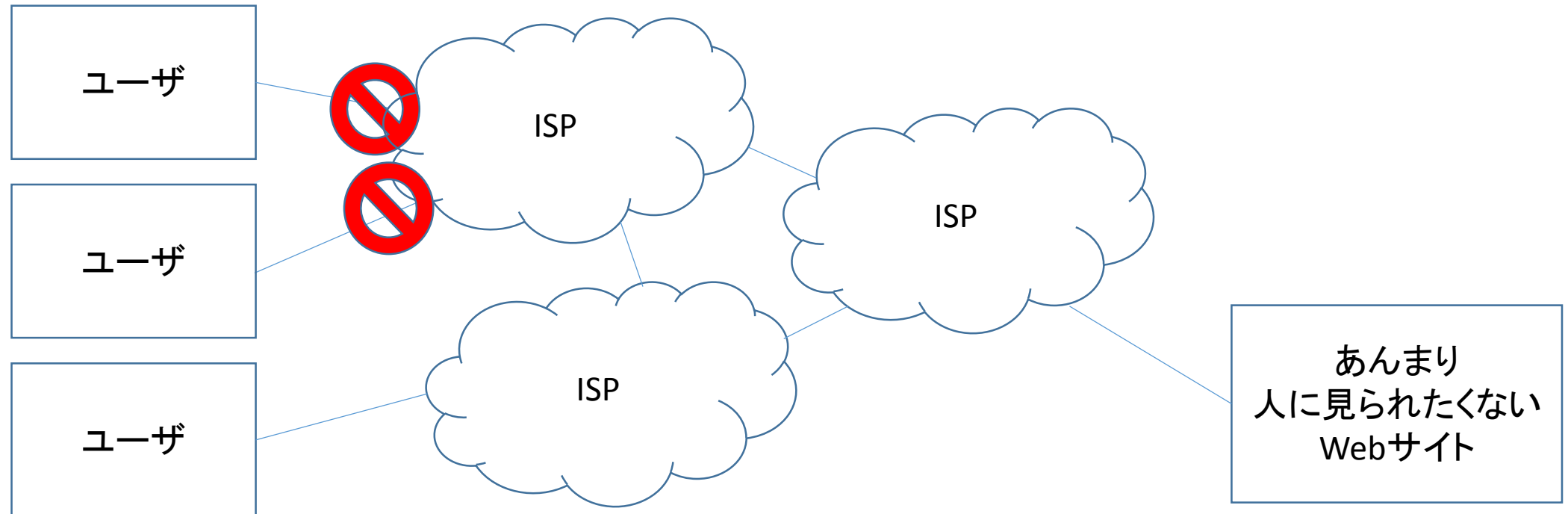
<https://digital.asahi.com/articles/DA3S13572694.html>

ところで

- 根本的解決はサイト閉鎖
- ブロッキングは妥協策でしかない
 - ブロッキングを認める法律を作っても違法サイトがなくなるわけではない
- なぜ「ブロッキング」なのか、なぜ「緊急避難」なのか
 - 今の法律・制度ではほかに手段がないから
- ほかに手段がないなら、「今できない手段をできるようにする法律」を作ればいいのか？

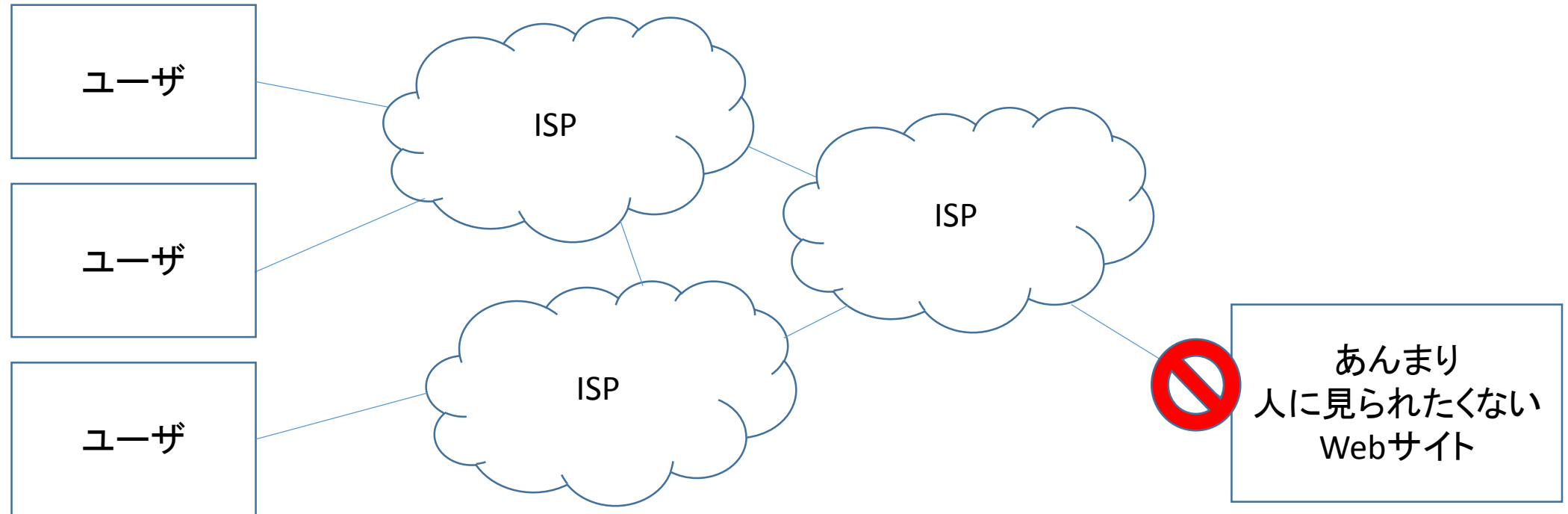
妥協

こうじゃなくて



理想

こう



よく考えましょう